

健全化判断比率等について

健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 8 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

健全化判断比率（令和元年度）

（単位：％）

市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市	— (—)	— (—)	-0.4 (-0.8)	— (—)

（参考）

（単位：％、千円）

早期健全化基準	12.75 (12.75)	17.75 (17.75)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)	標準財政規模	
					うち臨時財政対策債 発行可能額	
財政再生基準	20.00 (20.00)	30.00 (30.00)	35.0 (35.0)		15,447,887 (15,359,752)	0 (19,564)

公営企業会計資金不足比率（令和元年度）

（単位：％）

比率名	指数	（参考） 経営健全化基準
国立市下水道事業特別会計資金不足比率	— (—)	20.00 (20.00)

※（ ）内は、平成30年度数値